

会員企業の皆さまへ 慶弔金に関する重要なお知らせです！

入学祝金・永年勤続慰労金 先行受付中！

- 「**入学祝金**」：お子様の生年月日が下表の範囲に該当する方で2023年にご入学される方（お祝い金の支払は4/14以降となります）
- 「**永年勤続慰労金**」：2023年4月1日～4月30日の間に所定の勤続年数に到達する方（下表の勤続年数を迎えられた方が対象：慰労金の**お支払は該当日を過ぎてから**となります）

《先行受付対象の一覧》

項目	2023年対象者	備考
入学祝金	小学校 2016（平成28）年4月2日～ 2017（平成29）年4月1日生まれ 中学校 2010（平成22）年4月2日～ 2011（平成23）年4月1日生まれ	<ul style="list-style-type: none"> ・会員の子が小学校・中学校に入学したとき ・該当日は入学日（4月1日） ・対象のお子様について、家族登録がなされていない場合、別途登録手続が必要となりますので、ご連絡ください。
永年勤続慰労金	勤続5年 2018（平成30）年 4月1日～4月30日入社 勤続10年 2013（平成25）年入社 4月1日～4月30日入社 勤続15年 2008（平成20）年入社 4月1日～4月30日入社 勤続20年 2003（平成15）年入社 4月1日～4月30日入社	<ul style="list-style-type: none"> ・登録済の入社日から起算（さぽーとさっぽろへの加入日からではありません） ・該当日において加入年数2年以上の会員（個人事業主本人、法人代表者は対象外） ・該当日は左記の各年数経過後の入社日前日 例）4/1入社 → 5年後の3/31が勤続5年該当日

【注意事項】

- ・請求書提出後、退職等で慶弔理由発生日（該当日）より前に会員ではなくなった場合は対象になりません。
- ・対象のお子様の登録有無、会員様の入社日、福利資格取得日につきましては、「加入者リスト」で全て確認ができます。
- ・請求期限は慶弔理由発生日（該当日）から1年以内（センター必着）です。
- ・慶弔金請求書は「さぽーとさっぽろホームページ」からダウンロードいただけます。
- ・上記先行受付の対象とならない請求は、慶弔理由発生日（該当日）以降にご提出ください。

